

札幌市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金交付要綱

（令和元年9月30日子ども未来局長決裁）

一部改正 令和2年3月31日

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」）に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食材料費（以下「副食費」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、当該事業を実施する事業者に対し、札幌市が予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 私学助成幼稚園 札幌市内に居住している園児が通う私立幼稚園（ただし、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設を除く。）
- （2） 実施事業者 前号に定める事業所の設置者をいう。
- （3） 補助事業者 前号のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定又は交付を受けた者をいう。
- （4） 在籍保護者 実施事業者の施設に通う園児とともに札幌市内に居住する施設等利用給付認定保護者をいう。
- （5） 申請保護者 前号の在籍する保護者うち、副食費免除の申請を札幌市にした者をいう。

（補助対象者）

第3条 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもにかかる施設等利用給付認定保護者であって、次の1号若しくは3号に該当する者又は2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者で、かつ実施事業者が副食費を実際に免除する者とする。

- （1） 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- （2） 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者であるものを除く。）で

ある者。

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は別表1に定める副食費とする。

(実施方法)

第5条 実施方法は、補助対象者に係る前条に規定する副食費の一部を軽減して徴収又は免除する実施事業者に対して、札幌市が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法とする。ただし、児童一人当たりの月額の上限は4,500円とする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受ける実施事業者は、次に掲げる手順で書類の取りまとめ、提出を行わなければならない。

- (1) 「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼確認書」(様式1)を全在籍保護者から取りまとめ札幌市に提出すること。
- (2) 前号の申請書兼確認書により札幌市が判定を行い、申請保護者及びその補助対象の可否(見込)を実施事業者へ通知する。当該通知をもって、実施事業者は申請保護者に対してその結果を通知すること。また、併せて当該通知結果に基づき副食費の免除を行うこと。
- (3) 「札幌市実費徴収(副食費)に係る補足給付費事業補助金交付申請書」(様式2)に必要書類を添えて、別に指示する期日までに提出すること。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第3号の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することが適当であると認めるときは補助金額を決定し、「札幌市実費徴収(副食費)に係る補足給付費事業補助金交付決定通知書」(様式3)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、補助事業者の申出に基づき概算交付することができる。

(申請保護者への通知)

第9条 札幌市より実施事業者に対し、当該年度の補助対象事業終了後に申請保護者及びその補助対象の可否(確定)を通知する。ついては、実施事業者はその通知をもって保護者に通知を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業終了後に「札幌市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金実績報告書」（様式4）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行ったうえで、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、「札幌市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金確定通知書」（様式5）により通知する。

（補助金の精算）

第12条 市長は、前条に定める補助金の確定額が既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （2）その他、補助が不相当と認められる事実があったとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者に対する補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（報告及び調査）

第15条 補助事業者は、その補助金に係る経理状況を明らかにしておかなければならない。

2 市長がその必要性を認めたときは、補助事業者に対し、補助金に関する報告書の提出を求め及び実地に調査することができる。

（秘密の保持等）

第16条 実施事業者は、申請に係る補助対象者の情報等、事務取扱には慎重を期すとともに、事業の遂行に当たって知りえた事項をみだりに他に漏らしてはならない。

（委任）

第17条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は本事業を所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### <別表1>補助対象経費

「ひと月当たりの補助対象経費＝1食当たりの副食材料費相当額×給食日数（※1）」とする。

なお、1食あたりの副食材料費相当額は、実際の経費を算出することを基本とするが、給食の実施方法が「自園調理（食材外部搬入）」「外部搬入」の場合に限り、以下の便宜的な算出方法を用いることも可能とする。

- 1 園における1食あたりの給食費×「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合（※2）」
- 2 225円/食

※1 利用児童の全てに副食を提供する日数。ただし、副食の提供状況については保護者へ意向聴取等より施設事業所が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、実施事業者の都合によらず副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食を提供しているものとみなす。

※2 別途本事業を所管する部長が定めるものとする。